佐賀県告示第54号

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり 道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成 25 年 2 月 26 日から平成 25 年 3 月 25 日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 2 月 26 日

佐賀県知事 古 川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	唐津市厳木町浪瀬字苔見堂 967 番 4 地	平成 25 . 2 . 26
伊万里畑川	先から	
内厳木線	唐津市厳木町浪瀬字樫原 537 番 3 地先	
	まで	